

見積業者選定経過書

1 業務名	令和7年度信州暮らしサポートデスク就職相談員設置業務
2 応募者数	1 者
3 評価会議の構成 委員長 副委員長 委員	座長：長野県企画振興部地域振興課 信州暮らし推進担当課長 座長代理：長野県企画振興部地域振興課 課長補佐兼信州暮らし推進係長 評価員：長野県企画振興部信州暮らし推進課 信州暮らし案内人 長野県産業労働部労働雇用課 主事 計4名
4 選定基準	別紙のとおり
5 選定結果 選定された者	アデコ株式会社 合計点：308／400点 順位点：20／20点
6 企画提案を求める具体的内容	ア 業務の実施体制 (ア) 類似事業の履行実績 (イ) 専門知識・運営体制 (ウ) 個人情報の取扱い (エ) 県及び関係機関との連携調整 イ 業務内容 (ア) 移住希望者等に向けた就職支援 (イ) 県内の産業等の情報収集及び提供 (ウ) 利用促進のための広報活動 ウ 業務等に関する経費及びその内訳 エ その他（ア、イ以外の項目で特に提案する事項やアピールする点）
7 企画提案で評価された点	・過去の同種業務の実績が豊富であるとともに、各業務において適切な提案がなされている点
8 総合的判断	業務全体に対する理解、各業務の提案内容などから業務の確実な実施が見込まれる。 また、評価員による採点の結果、最低基準を満たしていることから見積業者として決定した。

令和7年度 信州暮らしサポートデスク就職相談員設置業務受託者選定要領

地域振興課信州暮らし推進係

1 目的

この要領は、令和7年度 信州暮らしサポートデスク就職相談員設置業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づいて応募があった提案を審査し、当該業務の見積書の提出を依頼する事業者（以下「見積業者」という。）を選定するための必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議の設置

上記1の見積業者を選定するために、企画提案評価会議を設置する。

3 企画提案評価会議の構成

- (1) 企画提案評価会議は、別紙の委員をもって構成する。
- (2) 企画提案評価会議の座長は信州暮らし推進担当課長とする。また座長代理は地域振興課課長補佐兼信州暮らし推進係長とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 企画提案評価会議は座長が招集し、座長が議長となる。
- (5) 企画提案評価会議は過半数の者が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、企画提案評価会議に関し必要な事項は、座長が定める。

4 審査

- (1) 事前提出された企画提案書に基づき、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。
- (2) 委員は、別添審査基準により審査する。

5 採点

別添評価表により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする（100点満点）。

6 審査結果の集計

評価委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行う。ただし、評価表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

7 審査の方法

- (1) 評価委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて見積業者1者を選定する。

順 位	順位点
1 位	5 点
2 位	4 点

(別紙)

令和7年度信州暮らしサポートデスク就職相談員設置業務委託評価会議 名簿

所属名	職	備考
企画振興部地域振興課	担当課長	座長
企画振興部地域振興課 信州暮らし推進係	課長補佐兼信州 暮らし推進係長	座長代理
企画振興部地域振興課 信州暮らし推進係	信州暮らし案内人	
産業労働部労働雇用課 雇用対策係	主事	

令和7年度 信州暮らしサポートデスク就職相談員設置業務委託

公募型プロポーザル評価基準

評価項目		配点		評価内容
提案の事業内容	事業内容	35	10	基本理念・方針が事業目的、発注仕様書の内容を満たした提案となっていること
			10	移住希望者等に向けた就職支援について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
			10	長野県内の産業等の情報収集及び相談者への提供について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
			5	相談窓口利用促進のための広報活動について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
	実現性	10	10	全体の計画に具体性があり、確実な実施が可能であること
事業効果		10	10	先見性・独自性に優れ、発展可能性がある効果的な事業提案であること
事業実施体制	組織・運営体制	20	10	事業が適切に行える体制が提案されていること
			10	委託事業を適切に実施できる、ノウハウ、実績等が十分あること
	県窓口等との連携	10	10	県及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっていること
	個人情報の取り扱い	5	5	トラブルの未然防止策・対応策が適切であることまた、個人情報の保護・管理が適切であること
経済性	費用対効果	10	10	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること
合計得点		100	100	